



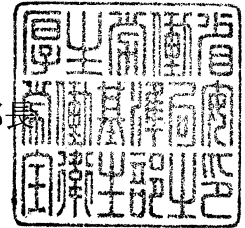
基安発 0328 第 9 号
平成 30 年 3 月 28 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省

労働基準局安全衛生部長



治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところです。また、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても、治療と仕事の両立支援は、働き方改革の重要なテーマの 1 つとして、政府を挙げてその普及を推進していくこととされています。

このような中で、今般、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 43 号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」により、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬として「療養・就労両立支援指導料」が新設されました。本診療報酬は、がんと診断された患者（産業医が選任されている事業場に就労しているものに限る。）について、保険医療機関の医師が就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等の当該患者の就労と仕事の両立に必要な情報を文書により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6 か月に 1 回に限り算定することができます。

本診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医の連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものであります。

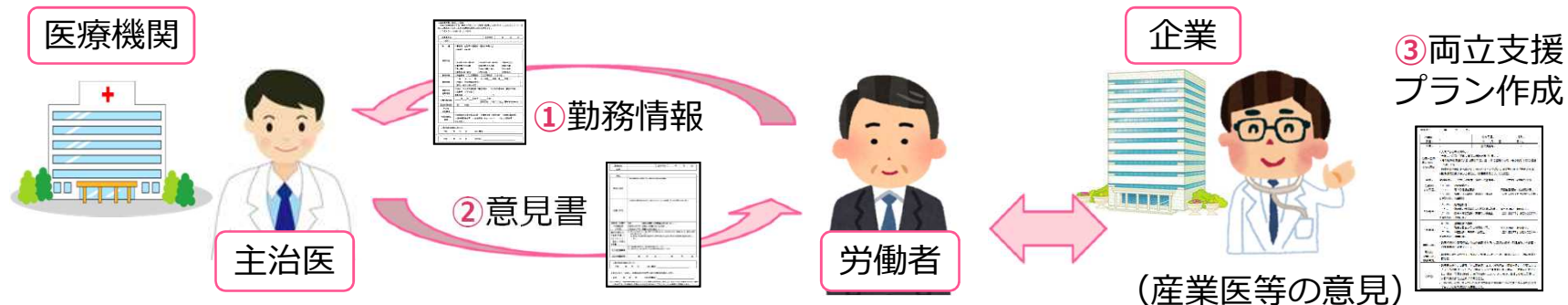
産業医の本診療報酬への理解及び適切な対応が促進されるよう、貴殿におかれましては、関係する事業場及び産業医に対して、本診療報酬の新設についての周知に、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

企業と医療機関の連携による治療と仕事の両立支援の推進

- 厚生労働省においては、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日公表)を作成し、企業や医療機関における両立支援の取組について周知啓発を行っている。

ガイドラインに基づく両立支援の進め方

①両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる。



- また、このような企業、医療機関の連携した両立支援の取組を推進するため、「企業・医療機関連携マニュアル」の作成や両立支援コーディネーターの養成等を行っている。さらに、平成30年度診療報酬改定においても、がん患者の治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。
- 診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医との連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものである。
- 産業保健総合支援センター(両立支援促進員)は、事業場・産業医において適切に医療機関と連携した対応がなされるよう、周知啓発を行っている。

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

<名称>

療養・就労両立支援指導料

<点数>

1000点 (10000円)

(相談支援体制が整備されている保険医療機関の場合、500点(5000円)が上乘せされる。)

<ポイント>

- 対象疾患：がんに限る。
- 対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。
- 算定要件：
 - ・主治医(保険医)が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
 - ・産業医は、主治医(保険医)に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
 - ・主治医(保険医)は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

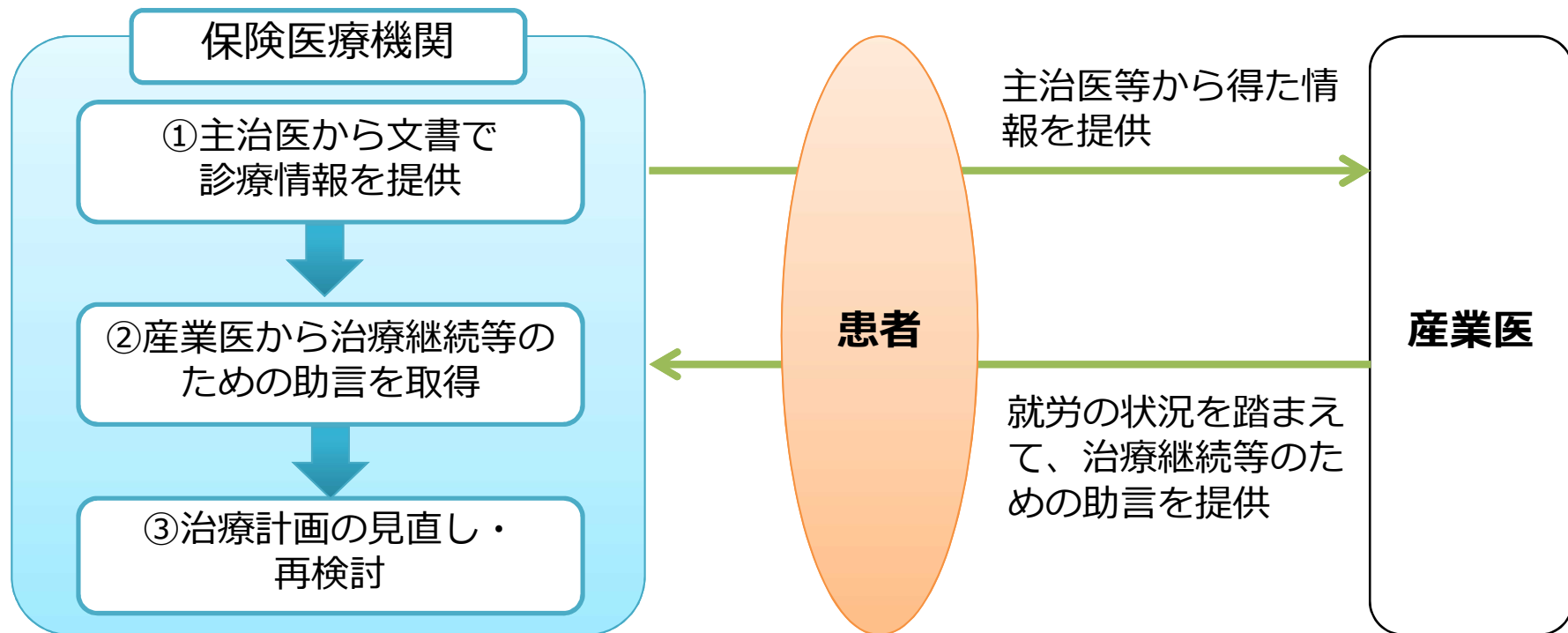
※診療報酬が保険医療機関に支払われる条件：

- ・保険医が保険医療機関において健康保険法、医師法、医療法、薬事法等の各種関係法令の規定を遵守していること
- ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(療養担当規則)の規定を遵守していること
- ・医学的に妥当適切な診療を行い、診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていること

※診療報酬が支払われる診療(保険診療)とは、健康保険法等の医療保険各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の公法上の契約である。

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬上の取扱い

○療養・就労両立支援指導料



～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html>～

～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。